

令和3年度 第3回寒河江市男女共同参画審議会の概要

日時：令和3年12月23日（木）9:56～10:57

場所：市役所1階議会会議室

発言者	内 容
(1) 次期男女共同参画計画策定スケジュールについて	
	意見・質問なし。
(2) 第3次寒河江市男女共同参画計画（事務局案）について	
会長	第1章1ページから19ページまでについて、皆様からご意見、ご質問をお願いしたい。
委員A	委員の意見を真摯に反映されている。感謝申し上げます。資料が膨大で理解するのが難しかった。他市の計画に比べて、寒河江市の計画は非常に具体的で目標設定が明確で驚いた。目標設定が明確であるので、実行後のアンケート調査では目標値に近づくのではないかと。
委員B	「女性の創業相談件数」で現状値が68件、目標値が180件とあるが、主な創業支援の内容は何か。また、創業相談が実際の起業につながっているのか。
商工推進課	令和2年度では、女性の相談件数は23件ほどあり、実際に創業されたのは13件。創業の内容は美容・理容業、ネイル業、飲食業が多い。
会長	ほかに意見のある方は。(なし) 第2章、20ページから22ページについて意見等は。(なし) 基本目標2、23ページから27ページについていかがか。
委員B	「次世代認定マークくるみん」の目標値10件とあるが、件数が高い目標なのか、基準を説明願いたい。 また、法律上の義務化はあるのか。
商工推進課	現在の企業数で「くるみん」の認定を受けている事業所は現在4社。できるだけ企業への周知を進めながら、毎年1社でも増えていくように目標を10件と設定した。「くるみん」の認定を受けるまでに企業では、事業計画や計画策定などが必要である。 法律上の義務化は、「次世代の育成支援対策推進法」でこの制度が定められており、常時雇用者する労働者の方が101人以上の企業については義務化、それ以下の企業は努力義務。
会長	他に意見のある方は。(なし) 第2章28ページから30ページ、基本目標3、について、ご意見は。
委員C	「地域活動等における男女共同参画の促進」について。「各学校のPTA組織等において、女性の立場での組織運営、事業参画を促す」というのが具体的な施策。市PTAに「母親委員会」があり、各学校にも類似の組織がある。少子化でPTA活動は負担という声もあり、母親委員会も同様で、あり方の見直しの声もある。男性が役職に就くことが多い状況で、母親委員会に大きなハードルがあると思う。市PTAや各学校でも、市が運営しているので、外から踏み込むことが難しい。市教育委員会などでアドバイス等をお願いしたい。 また、家庭での役割も大事である。家庭は子供が男女共同参画を身近に感じられる場であるので、保護者に対して学校教育に関する男女共同参画に働きかけをお願いしたい。 30ページの「数値目標」に「審議会などでの委員比率が男性40%以上、女性

	40%以上」とあるが、審議会によっては「男性6、女性4」や「男性4、女性6」の考え方でよいか。
事務局	はい。
会長	ほかに意見のある方は。
委員D	施策の方向8の「ボランティア活動等の分野への男性の参加促進」で、「元気な高齢者や奉仕団体に参加する男性を含め～」の部分の「奉仕団体」と、施策の方向10の「県、関係機関及び奉仕団体、企業、地域、NPO等の各種団体」の部分の「奉仕団体」について、この二つの「奉仕団体」とは何を指すのか。
事務局	反映状況の中で、「女性が多い分野」にありがちな「福祉関係ボランティア活動において、元気な高齢者や奉仕団体に参加する男性を含め、幅広い年齢の男性に積極的な働きかけを行い、参画促進を図り」の部分と、今、D委員からあった「奉仕団体」の考え方は同じ認識。
委員D	奉仕団体とは、何を定義づけているのか。
事務局	ライオンズクラブやロータリークラブなどの男性の集まりの活動体のこと。自らテーマを掲げ、スピーチを行い問題提起したり寄付行為を行ったりする一種のボランティア活動し、働きかけの工夫で大きな活動体になると思われる団体のことを指す。
委員D	<p>ボランティア業界での「無償の奉仕活動」と「ボランティア活動」は別物だという考え方である。中央協働では、ボランティア活動のあるべき姿をきちんと定義づけしようという活動が進んでいる。まだ山形県内では「ボランティア活動＝無償奉仕」の考え方が根強いが、これを撤廃する動きが高まっている。私は、ボランティア講座の講師をしている立場上、「ボランティア活動」と「奉仕」は同意義であるという表現は受け入れられない。山形県の文書の表現では「ボランティア活動とか無償奉仕団体でやる人、地域の団体」をすべて「NPO等」という表現にしているため、市も同様の表現を使用すべき。</p> <p>また、「女性に多い分野になりがちな福祉関係ボランティア」と限定する必要はない。主語述語だけで読めば、「福祉関係ボランティア活動において参画促進を図る」となり、読み方によっては「ほかの種類ボランティアは足りている」と印象を受ける方もいることに加え、他の種類への働きかけは行わないととられかねず、「福祉関係」と入れる必要はない。</p>
事務局	<p>「奉仕団体」については、「NPO等」に統一する。</p> <p>ボランティアの種類も「福祉関係」は削除する</p>
会長	<p>今日では「災害ボランティア」も重要なポストである。委員からあったように幅広いボランティア活動に対して配慮いただきたい。</p> <p>他に何か。(なし)</p> <p>最後に、31ページから最後までについて何か意見は。</p>
委員A	「庁内の推進体制」では、掲げた目標の達成が最終目標。項目が全部で30項目以上あり、コロナ禍の現状ではすべてを達成させるのは難しいと考える。そこで、重点項目を3点ほどに絞って、確実に100%に近付ける取り組みをするべき。
事務局	目標値について、単年度の目標ではないため、5年後に達成する目標である。この状況で、どれを重点項目にしていくかの判断はできないので、一度持ち帰ったうえで後程、お知らせしたい。
会長	100%という意味ではなく、高い数値に近づくように取り組むことでよろしいか。
委員A	ボランティアの活動や団体でも目標がたくさんあると、どうしてもバラつきが出る。目標を絞ってやると協力し合って達成できると思う。市の担当者や各部署の職員も苦勞していることと思うが、そういう方法もあるのではないかとということ。

事務局	今のご意見に沿うような形で取り組んでいく。
委員A	よろしく願います。
会長	一通り、質問等受けたが、まとめて何かある方は。
委員E	「育児休業」に関する法律も変わった。男性の方の育児休暇も取りやすくなったため、権利を主張しやすくなるのではないか。育児休暇取得率は現状で男性14.3%、目標30%ということで倍を見越している。寒河江市職員の男性の育児休業の取得率はいくつか。
総務課	現段階では、市の職員の男性の育児休業は積極的に取得するように進めている。手元に取得率がないので、後程ご提出する。
委員E	市民全員で取り組むことだと思うが、まず市職員が率先して取り組んでいただきたい。
会長	他には。 人権擁護の観点からお話ししていただけないか。
委員F	研修会等で話題になるのがDVである。対応について、県にも仕組みがあるが、市民に周知されていないのが現状。男女共同参画委員会のほうでも様々なことの検証しておりますが、実際を想定したマニュアルがまだできていない。が、専門家がたくさんいる法務局や市、県に施設や団体があるので、二度と悲惨なことが起こらない協議している。 何かあったら、すぐに法務局に連絡いただきたい。ネットワークがあるのでぜひ相談を。県で行っている研修会もコロナ禍の影響で難しく、東北の委員会もあるものの、書面協議になっている。
会長	他にご意見は。(なし) 今日意見を事務局で整理して、計画(案)とする。